

大阪府ビル省エネ度判定認証基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この認証基準は、大阪府ビル省エネ度判定制度要綱（以下「要綱」という。）第2条、第5条及び第7条の規定に基づき、ビル省エネ度判定の認証基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この認証基準における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

第2章 省エネ度認証基準

(認証基準)

第3条 省エネ度認証の認証基準は、次のとおりとする。

- (1) 省エネ度認証の申請に係る建物（以下、「申請建物」という。）の延べ面積が**2,000 m²**以上であること。
- (2) 申請建物の用途が、住宅又は工場ではないこと。
- (3) 申請建物が、省エネ度認証の申請の日までの概ね1年の間、常時使用されていること。
- (4) 判定者が、次の各号のいずれかに該当すること。
 - (イ) 設備設計一級建築士
 - (ロ) 建築設備士
 - (ハ) エネルギー管理士
 - (ニ) 技術士（建設、電気・電子、機械または衛生工学のいずれか）
 - (ホ) **SHASE**（公益財団法人空気調和・衛生工学会）技術フェロー
- (5) 申請建物の省エネルギー性能が、総合評価でB⁺以上であること。
- (6) 大阪府ビル省エネ度判定制度実施要領第4条第2項の規定による省エネルギー改修後の評価結果を併せて申請する場合は、改修後の申請建物の省エネルギー性能が、総合評価でB⁺以上であること。
- (7) ビル省エネ度判定の結果が、適正であると認められること。

附 則

この認証基準は、平成**27**年6月**24**日から施行する。